

様式第 1 号

年 月 日

緊急通報装置利用申請書

四條畷市長 あて

申出者 住所  
氏名  
申請者との続柄 ( )  
電話番号

緊急通報装置を利用したいので、必要書類を添えて申請します。

申請者の

1. 氏 名
2. 住 所
3. 生年月日
4. 電話番号

必要書類

- ・ 緊急通報装置設置事業協力員届出書 (様式第 2 号)
- ・ 緊急通報連絡表 (様式第 3 号)
- ・ 同意書 (様式第 4 - 1 号)
- ・ 同意書 (様式第 4 - 2 号) ※アナログ回線以外の利用者のみ

緊急通報装置協力員届出書

四條畷市長 あて

届出者 住所  
氏名  
電話番号

利用者\_\_\_\_\_の緊急通報装置に係る指定通報先について、  
下記のとおり届出ます。

記

協力者	氏 名	住 所	電 話	本人との関係	承諾印
1					
2					

協力者の方へ

大阪ガスセキュリティーサービスから協力者の方へ安否確認の要請があった時は、高齢者宅に急行し、高齢者の安否を確認して下さい。高齢者の状況により、消防署（119）、大阪ガスセキュリティーサービス（06-6303-4013）等に通報して下さい。

利用者の方へ

緊急通報が入った時、又は救助に出動した時に、入口等が締まっていた場合、高齢者の安否を確認する際に入口等を壊して中に入る場合がありますのでご了承下さい。

## 緊急通報連絡表

年 月 日現在

兄弟姉妹					本人			配偶者					兄弟姉妹											
明	大	昭	.	.				明	大	昭	.	.	明	大	昭	.	.	明	大	昭	.	.	明	大

  

子供・甥・姪等																								
昭	平	.	.	.	昭	平	.	.	.	昭	平	.	.	.	昭	平	.	.	.	昭	平	.	.	.

※連絡順位

	氏 名	年令	住 所	電話番号	携帯電話
1					
2					
3					
4					
5					

記載上の注意

1. 転居、電話番号変更等あれば高齢福祉課までご連絡ください。
2. 死亡者については一応記入し氏名に斜線し明らかにすること。

同 意 書

四條畷市長 あて

住所

氏名

印

緊急通報装置の設置及び使用に関し、下記の事項に同意します。

記

1. 緊急通報装置を設置された場合は、自宅の鍵は委託業者でお預かりします。  
※利用者自身や親族、第3者からの緊急通報を経由しない外線電話等からの開錠依頼は行いません。
2. 緊急通報装置を故意又は不注意により損傷又は紛失した場合は、弁償します。
3. 緊急通報装置が壊れた場合や住所や身上等に変動がある場合は、直ちに届け出ます。
4. 緊急通報装置を必要としなくなった場合は、直ちに本体及び発信器を返還します。
5. 緊急通報装置を設置するために必要な家屋の破損等については賠償責任を問わず、損失補償も求めません。
6. 緊急通報対応及び相談通報対応を行う場合、また、緊急通報装置の設置・点検等を行う場合必要に応じて消防署員や市職員、委託事業者職員等の関係者（以下「関係者」という。）が自宅に立ち入ることを認めます。又、緊急時の自宅への立ち入りにより、自宅等の一部に破損が生じても関係者に賠償責任を問わず、損失補償も求めません。
7. 緊急通報が正常に作動しているかを確認する為の電話料金（月40円程度）を支払います。
8. 6項による自宅への立ち入りの結果、病院等に搬送された場合、無人となった自宅に対する管理責任を関係者に求めません。
9. 緊急通報体制整備事業における目的の範囲内において、関係者に対して申請書及び添付書類に関する情報を提供することを認めます。
10. 緊急通報装置の使用について、毎年度住民税課税状況を調査することを認めます。
11. 緊急通報装置について、前年分の住民税所得割額が課税された場合はリース代を支払います。
12. 緊急通報の設置目的を理解し、電気代の節約等の理由でコンセント（電源）を抜く等不適切な使用はしません。
13. 入院等長期に留守にする場合は、高齢福祉課へ連絡をします。

年 月 日

NTTアナログ回線以外の回線を利用した  
緊急通報装置の利用についての同意書

四條畷市長あて

住所  
氏名 印  
電話番号 ( )

利用している回線の種類  
(電話会社

・回線の種類 )  
※必ず電話会社にご確認ください。

NTTのアナログ回線以外の回線を利用して緊急通報装置を利用するにあたり、下記の事項に同意します。

記

1. 設置に関する事項

緊急通報装置設置時に行う、緊急通報システム受信センター(大阪ガスセキュリティサービス、ナースコールセンター、以下「ナースコールセンター」と表記)との通信テストで、不具合が確認された場合には、機器の設置を中止します。

2. 緊急通報システム利用に関する事項

- 1) 停電、通信会社、緊急通報装置の不具合等により、不通報や音声不良等、通常の緊急通報サービスが提供されないことがあります。
- 2) 利用者は、月に1度、自身で通報ボタンを押してナースコールセンターへの通報テストを行います。

3. 既設通信装置に関する事項

インターネットの通信速度が低下したり、電話音声に雑音が入る可能性があります。